# 第6彈古座川町地域経済活性化商品券取扱店募集要領

#### 1 発行目的

物価高騰に伴う地域経済への大きな影響を鑑み、地域における消費を喚起・下支えすることにより、地域経済の振興を図るため第6弾地域経済活性化商品券の交付を行う。

#### 2 事業概要

- (1)発 行 元 古座川町
- (2)商品券名称 第6弾古座川町地域経済活性化商品券(以下「商品券」という。)
- (3)配 布 金 額 1 冊 6,000 円分(額面 500 円券×12 枚つづり)を 1 人あたり 1 冊
- (4)配 布 対 象 者 令和6年3月12日現在で古座川町の住民基本台帳に記録されている者
- (5)利 用 期 間 令和6年7月1日~令和7年1月31日

#### 3 商品券の取扱いについて

- (1)遵守事項
  - 1 商品券は物品に販売又はサービスの提供などの取引において利用可能となります。
  - 2 利用金額が商品券の額面に満たない場合でも釣銭は支払わないものとします。
  - 3 商品券を現金に換金することはできません。
  - 4 利用期間を過ぎた商品券は無効となります。
- (2)利用対象とならないもの
  - 1 出資や債務の支払い(金融商品の購入や振込手数料)
  - 2 商品券やプリペイドカード等、換金性の高いもの
  - 3 国や地方公共団体への支払い
  - 4 土地の購入、家賃、地代、駐車場代等の不動産にかかる支払い
  - 5 事実上の取引(商品の仕入れ等)
  - 6 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号。以下「風営法」という。)第 2 条に規定する営業への支払い
  - 7 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わるものや公的良俗に反するもの
  - 8 その他町長が不適当と認めるもの

# 4 取扱店申込資格

古座川町内に事業所又は店舗がある飲食・小売・サービス事業者。ただし、以下に該 当する事業者を除く。

- (1) 風営法第2条に規定する営業を行っている事業者。
- (2) 特定の宗教・政治団体・反社会的勢力と関わる場合や業務の内容が公的良俗に反する営業を行っている事業者
- (3) 上記3(2)「利用対象にならないもの」に記載の取引又は商品のみを取り扱う事業者
- (4) その他町長が不適当と認める事業者

# 5 取扱店の責務

- (1) 取扱店であることが明確になるよう、町が提供する掲示物を利用者が分かりやすい場所に掲示すること。
- (2) 商品券の交換、譲渡及び売買を行わないこと。
- (3) 商品券を受け取るときは、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券でないか確認し、偽造が疑われる場合には受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに古座川町役場地域振興課まで報告すること。
- (4) 受け取った商品券の保管及び管理には十分注意することとし、紛失や盗難等による損失については取扱店の責務とする。
- (5) 本事業の実施に当たり、町と適切な連携体制を構築すること。

### 6 申込について

(1) 申込方法

この募集要領の内容に同意のうえ、「第6弾古座川町地域経済活性化商品券交付事業 特定事業者登録申込書」に必要事項を記入し、古座川町役場地域振興課または各出張所 まで提出してください。

申込書は古座川町役場ホームページからダウンロードできるほか、古座川町役場地域 振興課、役場各出張所でも配布します。

(2) 申込期限

令和6年5月23日(木)

#### 7 商品券の換金

(1) 換金申請受付期間

令和6年8月1日(木)~令和7年2月10日(月)

(2) 換金方法・振込日等

各月で受け取った商品券及び換金請求書を下記受付期間までに古座川町役場地域振

興課まで提出してください。内容等審査のうえ、下記振込日に取扱店が指定する口 座へ振込みます。

· 換金請求書受付期間

毎月1日~4日までに請求書提出→15日振込

毎月5日~10日までに請求書提出→25日振込

毎月 16 日~19 日までに請求書提出→30 日振込

※振込日につきましては、休日等の都合により遅れる可能性があります。

### 8 その他

- (1) この募集要領に違反する行為が認められた場合、換金の拒否や取扱店としての登録を取り消す場合があります。
- (2) 内容について今後変更が生じる可能性があります。その際は町ホームページ等でお知らせします。

# 9 問い合わせ先

古座川町役場地域振興課農林水産班

〒649-4104 古座川町高池673-2

電話: 0735-67-7901

FAX: 0735-72-1858